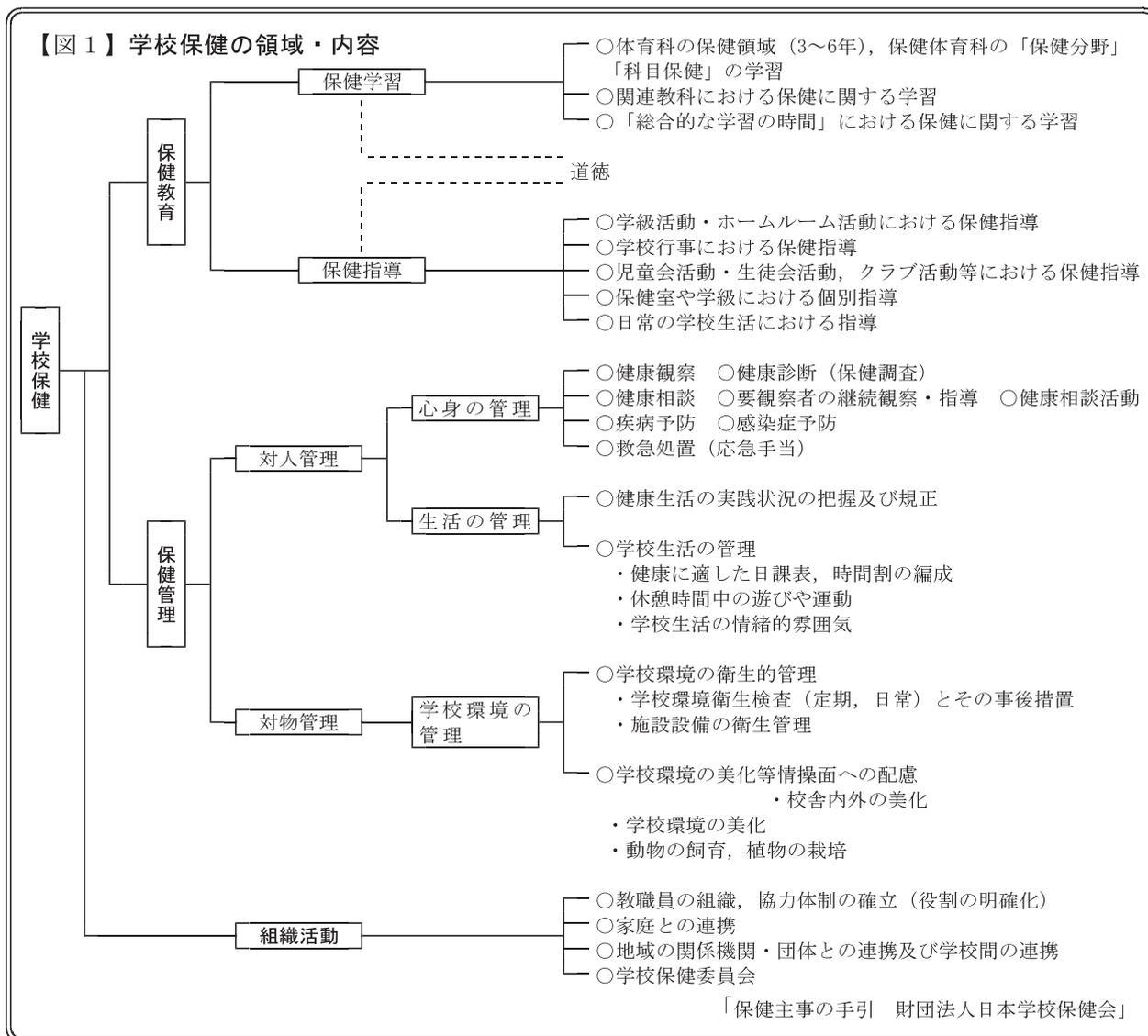


## 1 学校保健とは

学校保健は学校における**保健教育**と**保健管理**をいい、これらの活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる。保健教育、保健管理の活動の円滑な実施とその成果の確保に資するようには、教職員の組織体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関等との連携（**組織活動**）が必要不可欠となる。（【図1】参照）



## 2 子どもの健康課題の把握

現代的な健康課題としては、次のようなことをあげることができる。

- 生活習慣の乱れ（子どもたちの生活の夜型化，朝食の欠食，睡眠不足など）
- メンタルヘルスに関する課題（いじめ，不登校，児童虐待など）
- アレルギー疾患（気管支ぜん息，アトピー性皮膚炎，アレルギー性結膜炎，食物アレルギー，アナフィラキシーなど）
- 性に関する課題（性に関する情報の氾濫，若年層の人工妊娠中絶，性感染症など）
- 薬物乱用（大麻，MDMA等合成麻薬事犯など）
- 感染症（インフルエンザ，ノロウイルスによる感染性胃腸炎，麻疹など）

### 3 学校保健と学校全体の教育活動

#### (1) 保健管理

##### ア 健康観察

日常的な健康観察は、児童生徒等の心身の状況の把握を目的に行われるが、学級経営とのかかわりが深く、児童生徒の理解につながり、いじめ・不登校傾向などの心身の健康上の問題を早期発見することにも役立つ。そのため、健康観察を充実することは、児童生徒が自分の心身の健康に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むようになるなど教育的側面からも重要な意義がある。

##### イ 健康相談

児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められる。

##### ウ 健康診断

健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握し、評価を行うとともに、発育・発達や疾病異常に関して健康づくりの課題を明確にするなど重要な意義がある。

##### エ 感染症の予防

集団生活の場である学校は、感染症の媒介の場となりやすく、いったん発生したときは感染が早く、まん延しやすいため、特に注意が必要である。そのため、児童生徒の疾病異常の早期発見・事後措置などの保健管理の活動と発生防止の保健教育の活動を組織的に推進することが求められる。

##### オ 救急処置

救急処置は、学校における保健管理活動の中で重要な仕事であり、全教職員が役割を分担して行う活動である。問題が発生した場合に、負傷者の生命の安全を考え、速やかに対応することができるように、救急処置における校内体制が整備されているか確認し、いざというときに、それが機能するようにしておくことが重要である。

##### カ 学校環境衛生

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率を高め、心豊かな学校生活を送ることができるようにするためには、健康的で快適な学習環境をつくり上げることが大切であり、そのための学校環境衛生の活動は学級経営においても重要な役割を担っている。(学校環境の衛生管理は「学校環境衛生基準」に基づき行われ、定期検査、臨時検査、日常的な点検がある。)

#### (2) 保健教育

保健教育は、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践できる資質や能力を育成することが大切であり、学校保健計画に基づいてその充実に努める必要がある。

保健教育 { ・体育や保健体育を中心とした関連教科【保健学習】  
・特別活動の学級活動・ホームルーム活動等【保健指導】

#### ※参考 学習指導要領 総則第1の3

学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)の時間はもとより、家庭科(技術・家庭科)、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する指導の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

#### (3) 組織活動

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるためには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するためには、校内における教職員の協力体制を確立するとともに、家庭や地域社会との連携が大切となる。学校保健に関する活動のひとつに「学校保健委員会」がある。

## 1 特別支援教育とは

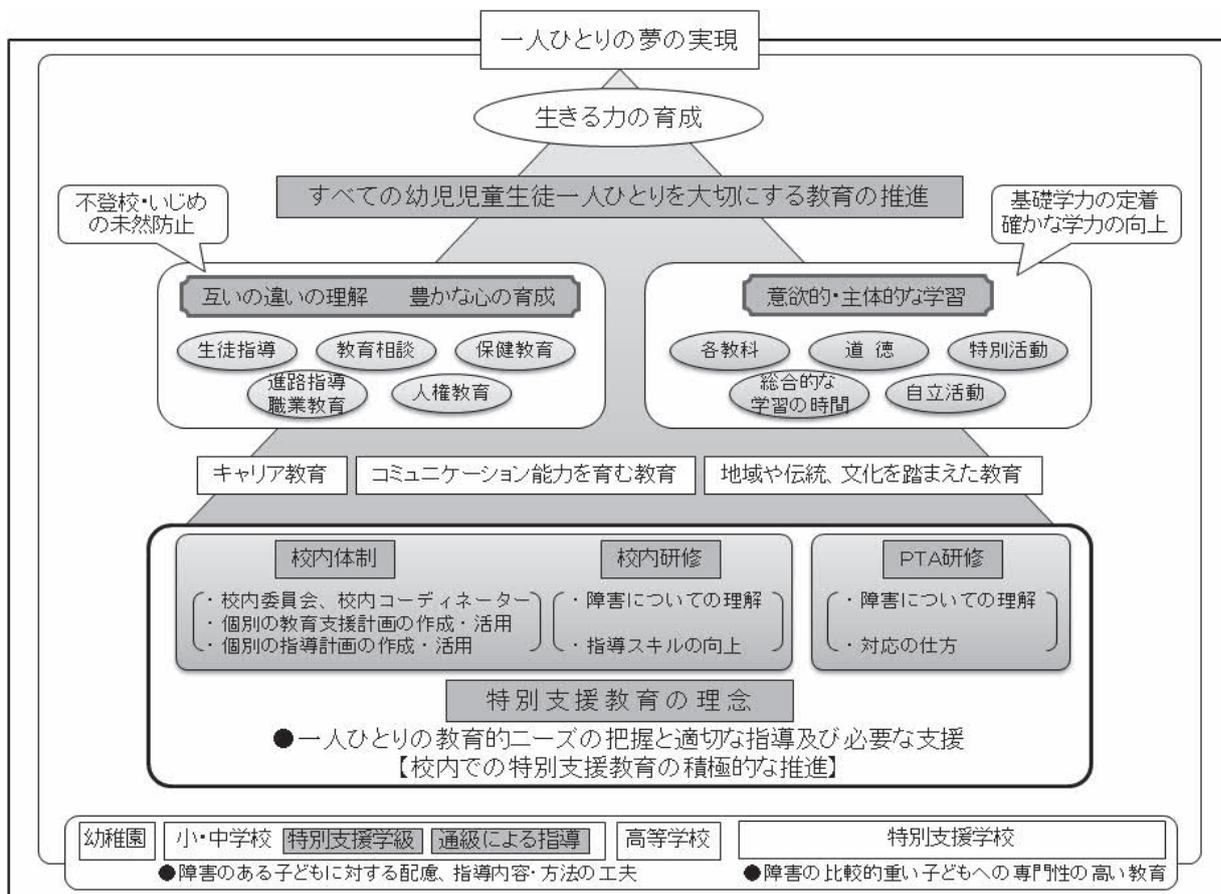
特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校をはじめ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な教育的支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校において実施されます。

幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校	通常の学級	発達障害を含めた教育上特別の配慮が必要な幼児児童生徒に対し、指導内容・方法を工夫した指導を行う。
	通級による指導 (小・中)	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、週に数回程度、通級指導教室において特別な指導を行う。
	特別支援学級(小・中)	障害種ごとの少人数の学級において、一人ひとりに応じた指導を行う。
特別支援学校		障害の程度の重い幼児児童生徒を対象として専門性の高い指導を行う。

## 2 特別支援教育の視点を踏まえたすべての幼児児童生徒一人ひとりを大切にす教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に取り組んでいくことは、すべての幼児児童生徒が互いの違いやよさを認め合う、豊かな心の育成や、自ら意欲的・主体的に学び、考える、確かな学力の向上につながります。



**【参考】 すべての幼児児童生徒を大切に作る授業づくりのポイント（例）**

- 学級全体に指示した後に、必要に応じて、個別にもう一度短く要点を絞って伝える。
- 「聞く」、「読む」、「書く」、「発表する」、「身体表現をする」などの様々な活動を適宜組み合わせ、メリハリのある授業展開となるよう工夫する。
- 図、写真、ビデオ等を活用し、学習内容へのイメージを膨らませ、課題への集中を高める工夫をする。
- 得意なことや努力している点をほめたり認めたりして、自信をもつことができるようにする。
- 結果のみを見て叱るのではなく、本人の頑張ろうとする姿を認めるようにする。
- 学級のルール、学習の予定、行事等について、見通しをもったり確認したりできるように、図表にして掲示するなどの工夫をする。

これらの指導や支援は、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業、安心して過ごせる学校生活につながるものです。

**3 山口県の特別支援教育**

本県では、山口県特別支援教育ビジョン実行計画に基づき、「ふれあい教育センター」や、地域の相談支援の中核となる7校の総合支援学校に設置した「特別支援教育センター」から、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等に地域コーディネーターなどの専門家を派遣するなど、地域や学校の実情を踏まえた特別支援教育の推進に取り組んでいます。



詳細については、教育庁特別支援教育推進室のWebページを参照してください。このページから、特別支援教育に関する資料をダウンロードすることもできます。

URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>

**<発達障害とは>**

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症・アスペルガー症候群等の障害を総称して「発達障害」と呼んでいます。発達障害のある子どもは、障害による困難がありますが、優れた能力を発揮する場合もあります。できる限り早期から適切な支援を受けることによって、状態が改善することも期待されます。

発達障害は、通常の学級に在籍している可能性があり、「発見されにくい」「認められにくい」「理解されにくい」と言われているので、その特性を十分理解しておくことが必要です。

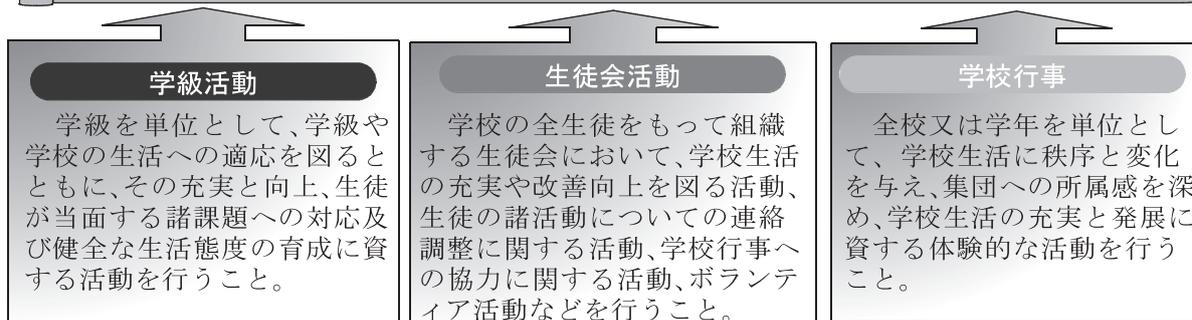
LD(学習障害)	全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。
ADHD(注意欠陥多動性障害)	注意が集中できない(不注意)、じっとしていない(多動性)、順番が待てない(衝動性)などの特徴がある。このため、学習や集団行動などに困難を示すことがある。
高機能自閉症・アスペルガー症候群	「人との関係がとりにくい」「興味や関心が特定のものに限定されている」などの特徴がある。アスペルガー症候群は言葉の発達に障害がないので、周囲からその障害に気付かれにくい特徴がある。

(注) 主な発達障害の一般的な特徴は上記のとおりですが、一人ひとりの障害の状況は様々です。

学校では、授業のほかにも、文化祭や運動会、集団宿泊指導や修学旅行など、様々な教育活動が行われています。  
これらの教育活動は、学習指導要領に位置付けられた「特別活動」として、体系的に実施されています。

＜特別活動の目標＞

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。



学級活動

■学級や学校の生活の充実と向上

- ・学級や学校における生活上の諸問題の解決
- ・学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ・学校における多様な集団の生活の向上など

■個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全

- ・青年期の不安や悩みとその解決
- ・自己及び他者の個性の理解と尊重
- ・社会の一員としての自覚と責任
- ・男女相互の理解と協力
- ・望ましい人間関係の確立
- ・ボランティア活動の意義の理解など

- ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ・性的な発達への適応
- ・学校給食と望ましい食習慣の形成など

■学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択

- ・学ぶことの意義の理解
- ・自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ・選択教科等の適切な選択
- ・進路適性の吟味と進路情報の活用
- ・望ましい職業観・勤労観の形成
- ・主体的な進路の選択と将来設計など

学校行事

■儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

■文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

■健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

■旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

■勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

### 1 部活動とは

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、また、同好の生徒によって行われる部活動は、望ましい人間関係を育てるとともに、生徒の自己実現（一人ひとりの夢の実現）を図る上で、多くの期待が寄せられています。

### 2 運動部活動の意義

運動部活動は、顧問の適切な指導の下、技能や体力の向上、健康の増進を図るだけでなく、協調性、責任感、連帯感など、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を養い、豊かなスポーツライフ実現に向けた「生きる力」の育成に大きく貢献できる活動です。

異年齢集団による自主的・自発的な活動を通じて…

生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力

#### ■ 人間性

豊かな人間関係、充実感、達成感、規範意識、社会性、協調性、想像力、創造力、表現力、責任感、帰属意識、ボランティア精神、地域との交流、一人ひとりの個性

#### ■ 知識・技能

専門的な知識及び技能  
課題発見、解決能力

#### ■ 体力・健康

体力の向上、健康の維持増進

「生きる力」の育成

※現在、運動部活動は県内すべての公立中学校・高等学校に設置しており、中学校で約80%、高等学校では約50%の生徒が取り組んでいます。

### 3 顧問の役割

顧問は、生徒の意欲的な取組を導くとともに、生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう専門的な知識の習得に努め、一人ひとりの自己実現を的確に支援することが求められています。

#### ■ 管理・運営

- 年間活動計画の作成
- 部活動中の事故防止、安全対策
- 部活動の予算管理
- 部活動で使用する施設用具の管理
- 広報活動 他

#### ■ 連絡・調整

- 担任等との連絡・調整
- 保護者・地域との連絡・調整
- 大会主催者との連絡・調整
- 顧問会議への出席 他

#### ■ 生徒支援

- 部員の健康管理、カウンセリング
- 部員の生活面での指導
- 部員連絡体制の確立 他

#### ■ 実技指導

- 実技等の基礎・基本とルールを理解
- 講習会等への参加による技術・理論の習得
- 他校顧問、団体指導者等との交流による指導力の向上 他

## 1 学校安全・学校危機管理の基本的理解

### ■ 学校安全

幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとし、学校(園)の教育活動全体を通して、「生活安全(防犯を含む)」「交通安全」「災害安全」の3領域について安全教育・安全管理・組織活動の3活動から取り組むものであり、学校教育の基盤をなすものである。

領域	生活安全	日常生活で起こる事件・事故への安全対策や、防犯対策
	交通安全	交通場面における様々な危険への安全対策
	災害安全	地震・風水害等自然災害や、火災等への安全対策
活動内容	安全教育	教科における安全に関する学習、特別活動等におけるロールプレイングや訓練等の体験活動、危険予測学習(KYT)等による幼児児童生徒の危険予測・回避能力を育む活動
	安全管理	幼児児童生徒の通学や学校生活、施設等の学校環境、事件・事故・災害発生時などにおける安全管理と、不審者侵入等に対処する防犯対策
	組織活動	教職員、幼児児童生徒による校内体制づくりと、家庭・地域社会との連携

### ■ 学校危機管理

幼児児童生徒と教職員の安全を確保することを目的とする、危機の未然防止、緊急時の初動・初期対応、事後の中・長期対応の3段階からなる取組。

#### 学校危機管理の3段階

未然防止	生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止する
緊急対応	的確な初動・初期対応により、安全確保を図り、被害を抑止する
中・長期対応	被害の再発防止を図るとともに、通常生活再開に向け取り組む

## 2 学校保健安全法と学校安全

平成21年4月1日から「学校保健安全法」が施行。幼児児童生徒の安全の確保が一層図られるよう、学校における安全管理等に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

- ◇ 第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務
- ◇ 第27条 学校安全計画の策定等
- ◇ 第28条 学校環境の安全確保
- ◇ 第29条 危険等発生時対処要領の作成等
- ◇ 第30条 地域の関係機関等との連携

公務員の身分や諸権利は、地方公務員法等により保障されていますが、同時に、「全体の奉仕者」としての義務が課せられています。

中でも、教員については、次代を担う児童生徒の教育に携わる職として、特に厳しい規範意識や道徳性が求められています。

### 1 サービスの根本基準 憲法第15条、地方公務員法第30条

公務員は「全体の奉仕者」であって、児童生徒や保護者だけでなく、国民の公共の利益のために勤務するとともに、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければいけません。

### 2 職務上の義務

職務を遂行するに当たり守らなければならない義務です。

#### (1) サービスの宣誓義務 地方公務員法第31条

公務員としての心構えを確認し、県の条例に基づいて宣誓します。

#### (2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 地方公務員法第32条

法令はもちろん、校長、教頭の職務上の命令に従う義務があります。

#### (3) 職務に専念する義務 地方公務員法第35条

勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、その職責遂行のためのみに用いなくてはなりません。

### 3 身分上の義務

勤務時間の内外を問わず、公務員としての身分を持つがゆえに守らなければならない義務です。

#### (1) 信用失墜行為の禁止 地方公務員法第33条

その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為は禁じられています。

#### (2) 秘密を守る義務 地方公務員法第34条

現職中はもちろん、その職を退いた後も含めて守秘義務を課しています。

#### (3) 政治的行為の制限 地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条、国家公務員法第102条、他

教員については、一般の地方公務員よりも厳しく、国家公務員に準ずる扱いとなっています。また、児童生徒に対する教育上の地位を利用した選挙活動も禁じられています。

※ 他にも、争議行為等を禁じる規定や、他の職を兼ねたり、営利企業等に従事したりすることを制限する規定があります。

### 4 その他

#### (1) 政治教育 教育基本法第14条

良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないとする一方で、特定の政党を支持したり、反対したりするような政治教育は禁じられています。

#### (2) 宗教教育 教育基本法第15条

宗教に関する一般的な教養等は教育上尊重されなければならないとする一方で、国公立学校においては、特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動は禁じられています。

教育実習生の皆さんは、直接的にはこれらの法令等の規定の対象とはなりません、児童生徒にとっては皆さんも「先生」です。

教育実習中は、教員と同様に上記の内容に留意し、責任ある行動をとられるようお願いいたします。

## <参考資料>

- 「教育実習ハンドブック」 柴田義松 木内 剛 (学文社)
- 実習生向け講義用資料「学習指導の理論と実際」  
(山口大学教育学部附属光中学校)
- 教育実習事前指導「参観授業について」 (山口大学教育学部附属山口中学校)
- 「食に関する指導の手引き―第一次改訂版―」 (文部科学省)
- 「食に関する指導の手引き～学校給食を中心として～」 (山口県教育委員会)
- 「よりよい生徒指導に向けて 特別活動編」 (山口県教育委員会)
- 「養護教諭の職務ハンドブック2010」 (山口県養護教諭会)
- 「保健室経営計画作成の手引き」 (日本学校保健会)
- 「養護教諭研修プログラム作成委員会報告書」 (日本学校保健会)
- 「養護教諭―知っておきたい保健と教育のキーワード―」 (第一法規)
- 「保健室経営マニュアル」 (ぎょうせい)
- 「食に関する指導の手引き―第一次改訂版―」 (文部科学省)
- 「食に関する指導の手引き～学校給食を中心として～」 (山口県教育委員会)

# 教育実習実施に当たってのガイドライン

---

## 編集協力校

---

山口市立大殿小学校  
下関市立熊野小学校  
山口市立鴻南中学校  
防府市立右田中学校  
山口県立周防大島高等学校  
山口県立徳山商工高等学校

---

## 編集委員 (所属等は平成23年度)

---

中野 伸彦	山口大学教育学部教授
長谷川 裕	山口大学教育学部准教授
久保田 尚	山口大学教育学部准教授
松岡 修司	山口大学教育学部附属山口小学校教諭
西嶋 智	山口大学教育学部附属山口小学校教諭
叶屋 良太	山口大学教育学部附属山口中学校教諭
松永 武	山口大学教育学部附属山口中学校教諭
森本 忠寿	山口大学教育学部附属光小学校主幹教諭
吉安 司	山口大学教育学部附属光中学校主幹教諭
河内 啓次	山口県教育庁義務教育課指導主事
美作 健悟	山口県教育庁義務教育課指導主事
佐々木真治	山口県教育庁義務教育課指導主事
岡田 敬徳	山口県教育庁義務教育課指導主事
内田 正弘	山口県教育庁高校教育課指導主事
安武 宏典	山口県教育庁高校教育課指導主事
大下康一郎	山口県教育庁学校安全・体育課指導主事
宗里みはる	山口県教育庁学校安全・体育課指導主事
古川 幸隆	山口県教育庁学校安全・体育課指導主事

---

## 事務局

---

田坂 祐治	山口県教育庁教職員課長
松田 靖	山口県教育庁教職員課教育調整監 (平成23年度)
首藤 裕司	山口県教育庁教職員課教育調整監
竹村 和之	山口県教育庁教職員課主査
徳田 充	山口県教育庁教職員課主査
矢野 文和	山口県教育庁教職員課管理主事

